会の毎年のクリスマスカードで励まされ、支えになっています。できれば冤罪された先輩たちと交通できれば、更に心の支えになるし、いろいろアドバイスももらえるのになあと思います。
再審法について、事件の記録は検察が保管し、裁判に出てこない書類は閲覧も謄写も出来ません。刑務所にいる人は身動きできませんし、記録の保存期間もあり、再審請求に必要な保存請求しても、検察は不可としてきます。これらについても変えなくてはいけません。

雪晴の 顔に深まる 消灯後
無実の我を 照らす月かな

（大分刑務所在監 / 井坪政）

再審法改正に向けた動きが出てきていますが、収監されている再審請求中の当事者には好影響を全く実感できていません。一番、不自由をし、不便を感じているのは刑務所にいながら再審を闘っている人です。その存在が軽視され過ぎているように思います。受刑者という立場の声は、誰を相手にしたとしても届きにくく、聞いてすらもらえないものです。“冤罪犠牲者の会”には、その声を代わりに届ける役割を担って欲しいと考えています。マスメディアも含め世間に対しての窓口となる代弁者としての存在価値が高まっていく事に期待します。（冤罪・鈴鹿殺人事件 / 加藤映次）

息子が冤罪に巻き込まれて、１２年以上もの月日が過ぎました。当時はアリ地獄に落ちたアリのように、ただ無意味にもがいているだけでした。幸いな事に支援をして下さる多くの人のおかげで、泣いているだけの日々から抜け出す事が出来ました。微力な私達ですが、息子の家族を守らなければならないとやれる事はやってきました。それでもこの不条理が長く続くとくじけそうになる事もありますが、真実はいつか明らかになるし、しなければならないと。絶対に再審無罪を勝ち取るまで、諦めずに闘い続けます。
（加藤映次同親 / 加藤元博＆由紀）

私は、捜査段階において被疑者の者に向って恐喝罪を用いて脅迫したという調書の読み聞かせをしてつくらせた警察の供述によって、私は自分の内心を否定しつつ自白が共同謀議正犯として認められました。私は絶対にやっていない事を私ども止めていたのです。その供述の証拠と見せかけて、自白強要と検証を行い、被疑者の訴因はありえないことを立証して一審無罪（令和4年）となりました。そもそもこうした捏造事実はなく私の被害者ありの見込捜査です。訴因が崩れたら無罪が原則と思っていたので当然の結果と受け止めていたのですが、警察において何の証拠も客観的事実もないのに、検察に対して訴因を変更するように、裁判官（裁判所職員）が促し差し戻されました。結果論としてはこの場合、訴因も何者論もなくなって、見出中に向う間に捏造したという捏造的なもので、その訴因から大きく逸脱した曖昧なものであるとどう動いてもわからないものでした。それで逆転有罪となり30年を受けました。その後証拠調べをするという裁判官もありましたが、転勤となったりその責任は一転責任打ちなりと宣言して去ります。検察については云わずもがなですが、裁判官の自由心証は客観的証拠にもとづいてあって、「疑しきは被告の利益」というお言葉の原則に立つ。この裁判官の高潔、及率なくては冤罪はなくならないと思います。検察後は絶対と不適格者としてうくの者が禁止者となって勝訴者は減ります。こうした中冤罪被害者の会が支援者の快適者であります。今後の会のご活躍とご支援を祈念致しております。

H27年6月18日記
中原教授